

「平成26年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議」議事録

(必要に応じて文言を加筆・修正しております。)

日時：平成27年2月2日(月)

午後2時00分から午後3時15分まで

場所：瀬戸保健所 3階講堂

次 第	発 言 内 容
1 開会	<p>(事務局幹事： 瀬戸保健所次長)</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から「平成26年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議」を開催いたします。</p> <p>私は、本日の司会進行をさせていただきます事務局幹事・瀬戸保健所次長の山本と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会に先立ちまして、瀬戸保健所長の犬野からご挨拶を申し上げます。</p>
2 所長あいさつ	<p>(犬野瀬戸保健所長)</p> <p>大変厳しい寒さが続いておりますが、2月に入りまして、少しずつ寒さも和らいでまいりまして、年明けから大変流行しておりましたインフルエンザも若干、下火の傾向を示しております。</p> <p>本日は大変お忙しい中、当会議への御出席、ありがとうございます。</p> <p>また、日頃は保健、医療、福祉それぞれの立場で当尾張東部医療圏の住民の方々の健康、暮らしを守ることに大変御尽力いただきましてお礼を申し上げます。</p> <p>本日の会議でございますけれども、議題1としまして「地域包括ケア」を取り上げております。瀬戸保健所管内で実施されております3事業、4市町の状況報告をしていただき、情報の共有を関係の方々と図りたい、と思っております。議題2と3は昨年6月に成立しました「医療介護総合確保法」関連を県庁医療福祉計画課から説明し、今後の流れの確認をしたいと思います。</p> <p>御承知のように、昭和22年から24年までの団塊の世代が全員75歳以上になります2025年を見据え、保健・医療・介護が一体化し、介護予防から看取りまで住み慣れた地域で完結する、地域包括ケアの構築に向けて本格的な取り組みが始まります。</p> <p>併せまして、保健所としましては元気な高齢者を一人でも多くし、介護を受け始める時期を少しでも遅らせることなど、高齢者のQOLを高めるための高齢期前からの予防の一層の充実をお願いいたします。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>

3 出席者紹介	<p>(事務局幹事： 瀬戸保健所次長)</p> <p>続きまして、本日まで出席いただきました構成員の皆様をご紹介いたしますのが本来でございますが、時間の関係もございますので、お手元の出席者名簿及び配席図をもちまして、ご紹介に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
4 配布資料確認	<p>(事務局幹事： 瀬戸保健所次長)</p> <p>次に、本日の資料を確認させていただきます。資料は、事前に配布させていただいております。</p> <p style="text-align: center;">[「配布資料一覧」により確認]</p> <p>本日、当日配布資料といたしまして、次第、構成員・出席者名簿と配席表、追加資料1-1、1-2、1-3を机の上に配付させていただきました。</p> <p>ご確認のほどよろしく願いいたします。</p>
5 傍聴者確認	<p>(事務局幹事： 瀬戸保健所次長)</p> <p>次に、傍聴者であります。本日の傍聴希望者はございませんでした。報告させていただきます。</p>
6 議長の選出	<p>(事務局幹事： 瀬戸保健所次長)</p> <p>続きまして、議長の選出であります。「開催要領」第4条第2項で、「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」となっています。</p> <p>事務局といたしましては、従来、市・町の首長さんに年度ごとをお願いしておりますので、瀬戸市の増岡市長様をお願いするという提案をさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」 の声)</p> <p>(事務局幹事： 瀬戸保健所次長)</p> <p>「異議なし」のお言葉をいただきましたので、皆様の総意ということで、本日の議長は、瀬戸市の増岡市長様をお願いしたいと思います。増岡市長様、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[「議長」の名札設置]</p> <p>(議長： 増岡瀬戸市長)</p> <p>議長を務めます瀬戸市長の増岡でございます。</p> <p>ご出席の皆様のご協力によりまして、円滑な議事を進めたいと思います。</p>

<p>7 会議の公開・非公開について</p>	<p>それでは議事に入ります前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて決めておく必要がありますので、事務局から説明してください。</p> <p>(事務局幹事： 瀬戸保健所次長)</p> <p>それでは、議事に入ります前に、会議の公開・非公開の取扱いについて御説明いたします。</p> <p>この推進会議の開催要領第5条第1項におきまして、「会議は原則公開とする。」といたしております。</p> <p>本日は、議題を3件、報告事項を2件予定しておりますが、すべて公開とさせていただきます。また、会議資料も公開とさせていただきます。</p> <p>(議長： 増岡瀬戸市長)</p> <p>ただいまの事務局説明について御意見、御質問はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【意見、質問等なし】</p> <p>(議長： 増岡瀬戸市長)</p> <p>それでは本日の会議は、事務局説明のとおりすべて公開とさせていただきます。</p>
<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>8 議題1 「地域包括ケアモデル事業報告会の開催について」</p>	<p>(議長： 増岡瀬戸市長)</p> <p>では、議事に入りますのでよろしく申し上げます。</p> <p>まず、議題1「地域包括ケアモデル事業報告会の開催について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(医療福祉計画課 植羅主幹)</p> <p>地域包括ケアモデル事業活動成果報告会の開催について、資料1により説明させていただきます。</p> <p>地域包括ケアモデル事業につきましては、第1回の圏域保健医療福祉推進会議におきまして、今年度から県内9市により実施していただくことを御説明させていただいたところですが、1の目的にありますように、その取組状況等につきまして、実施市から報告していただくこと、また併せて県外の先進地からも御報告をいただくことにより、地域包括ケアについて理解を深めていただくとともに、各地域におけるシステム構築に向けた取組の参考にしていただくため、報告会を開催いたします。</p> <p>参加者につきましては、2にありますように県内の市町村職員の方々、医療・介護・福祉の関係機関・団体の方々、一般県民の方々など様々な方々に幅広く参加していただきたいと思っております。</p>

そして、3にありますように、尾張地区、西三河地区、東三河地区の3地区に分けて開催いたします。3地区の内、本医療圏が該当します尾張地区につきましては、(1)にありますように3月23日の月曜日に、名古屋市のウィルあいち・ウィルホールで開催する予定です。報告していただく市は、医療・介護等一体提供モデルを実施していただいている豊明市、認知症対応モデルを実施していただいている半田市、単年度モデルを実施していただいている北名古屋市でございます。

また、名古屋市から市独自の地域包括ケアの取組の発表、さらに包括ケアの先進事例として全国的に有名な広島県尾道市公立みつぎ総合病院の山口昇名誉院長の講演も予定しております。

その他の西三河地区、東三河地区につきましては、(2)、(3)のとおりでございます。

資料の裏面の4をご覧ください。参加者につきましては、県のホームページや市町村、関係機関等への通知に添付いたします参加申込書により、申込みをしていただく予定をしております。通知等は、2月の下旬から3月の上旬頃に行う予定です。

地域包括ケアシステムは、県内全域で、各地域の状況に合った形で、構築に向けた取組を進めていただく必要があります、そのため是非できるだけ多くの方々に、この報告会に参加していただきたいと思っております。皆様方におかれましても、開催の通知をいたしました際には、ご参加いただきたいと存じますので、何卒、よろしくお願いいたします。

以上で「地域包括ケアモデル事業活動成果報告会の開催について」の説明を終わります。

(議長： 増岡瀬戸市長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【意見、質問等なし】

(議長： 増岡瀬戸市長)

尾張東部医療圏では瀬戸市・尾張旭市・豊明市・長久手市で地域包括ケアについて取組みがあるそうですが、各市からの報告をお願いします。

(瀬戸旭医師会事務局 吉村事務次長)

瀬戸旭医師会事務局の吉村と申します。よろしくお願いいたします。

追加資料1-1を御覧ください。

瀬戸旭医師会では平成26年1月から愛知県の委託を受け、在宅医療連携拠点推進事業を行っております。その中核として瀬戸旭在宅医

療連携拠点推進協議会を設置し、運用している状況について御報告させていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。瀬戸旭医師会では瀬戸旭在宅医療介護連携拠点推進協議会を設置しております。この協議会には保健所、瀬戸市、尾張旭市の行政をはじめ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、公立陶生病院、旭労災病院、愛知医科大学病院といった中核病院や、愛知県心身障害者コロニー中央病院、愛知県がんセンター中央病院にも御参加いただいております。

また、介護側には介護事業者の団体であります、瀬戸介護事業連絡協議会、尾張旭市介護サービス事業者連絡会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、両市の自治会にも御参加いただいております。

人数としては40人ほどの協議会となっております。この協議会を軸とし、実行組織として実行委員会を設置しております。実行委員会も40名を越しておりますので、連携推進部会、ネットワーク部会、研修部会、広報部会に分け、各部会で具体的に検討し、その後、実行委員会で報告、重要案件については協議会で検討、承認を得る形で活動しています。

2ページ目を御覧ください。

協議会の組織図となっております。各部会では部会名の下に記載されております内容を検討しております。詳細は後のページに記載しておりますので後程説明させていただきます。

3ページ目を御覧ください。

こちらは協議会等の会議の写真になります。

協議会、実行委員会など人数が異なっておりますので、医師会館のさまざまな部屋を活用し会議を開催しております。

4ページ目を御覧ください。

各部会における検討内容となっております。愛知県の在宅医療連携拠点推進事業の内容をもとに各部会で検討しています。

5ページを御覧ください。

こちらは協議会を設置しました平成26年2月14日から現在までの会議の活動実績になります。

会議の開催回数としましては協議会を2回、実行委員会を6回、各部会を8回から9回開催しました。

研修講座としましては市民フォーラムを3回、合計526名の方に御参加いただきました。研修会につきましては11月29日に在宅医療介護の連携についての研修会を開催し、78名の方に御出席いただきました。また2月7日には医療者とケアマネージャーとの懇親会を兼ねた研修会を開催予定です。3月7日には在宅小児医療に関する研修会を開催する予定となっております。

6ページ目を御覧ください。

瀬戸旭医師会では名古屋大学が作りました電子連絡帳を使って医療と介護の連携を行っております。一人の患者さんごとに掲示板を作

成し、そこに医療・介護の方々が書き込みを行い、情報を共有するといったツールとなっております。現在登録施設数は瀬戸市・尾張旭市合わせて203施設、登録利用者数は337名、登録患者数は297名となっております。

7ページを御覧ください。

当医師会の特徴的な取り組みといたしましては在宅医療に取り組む際に高齢者のみではなく、小児の在宅医療にも取り組んでおります。地域資源の把握といたしまして、障害児者の方々に医療に関するアンケートや医療資源の調査を行いました。また、重症身体障害者の方の在宅医療を考える会を開催し、公立陶生病院の家田先生を始め、名古屋大学病院、愛知県コロニーの先生方による講演と意見交換会を行い、97名の方に御参加いただきました。

研修会の開催としては3月7日に開催予定となっております。

最後にこの1年間事業を実施して、医療と介護の「顔の見える関係」を通し、ようやく連携が出来てきたと感じています。

今年度で愛知県の事業委託が終了いたしますが、今後も活動を継続していき、地域包括ケアシステムの構築に向けて事業を進めていこうと考えておりますので、関係者の方々には来年度以降も御協力いただきますようお願いいたします。

以上で瀬戸旭医師会からの活動報告を終わらせていただきます。

(豊明市健康福祉部 藤井高齢者福祉課長)

豊明市役所高齢者福祉課長の藤井と申します。私のほうからは皆様にお配りしました追加資料1-2によりまして御説明いたします。

豊明市では今年度、在宅医療連携拠点推進事業と地域包括ケアモデル事業の両事業の採択を県より受けて地域包括ケアの取り組みを行ってまいりました。

特別な取り組みを行っているというわけではありませんが、豊明市ならではの特色ある取組みとして少し御紹介をさせていただきます。

資料1ページの下段を御覧ください。

豊明市の地域包括ケアの特色につきましてはICTを使った在宅医療福祉統合ネットワークである「いきいき笑顔ネットワーク」の安定的な運用と藤田保健衛生大学とUR都市機構との包括協定を通した様々な取組みが挙げられます。

「いきいき笑顔ネットワーク」は平成23年10月より正式に運用を始め、平成25年10月からは市と三師会による技術的な運用を開始しております。現在の登録機関は83機関、登録患者の累積数は365人となっております。

藤田保健衛生大学とURとの包括協定については後程説明いたします。1ページおめくり下さい。

2ページ目の上段ですけれども、こちらは豊明市の地域包括ケアの通信体制について標記しております。平成26年の4月に豊明市地域

包括ケア連絡協議会を設置し、委員の方から意見をいただきながら事業計画を進めております。また、協議会の下には見守り生活支援部会、入退院調整部会、ICT（医療福祉連携）部会の3つの部会を設け、それぞれ個別の課題解決に向けて検討しています。

また最近では今年1月末にボランティア団体やNPO法人、支援団体や一般企業等が参加した生活支援や介護予防の協議体を新たに設置し、新しい総合事業の実施に向けて話し合いが始まっています。

2ページ目の課題を御覧ください。

「いきいき笑顔ネットワーク」と見守りセンサーを活用した見守りサポート事業の案内でございます。

事業の目的は独居高齢者の孤独死や緊急時の早期対応、また、健康づくりにも役立てもらうことを目的として、主に独居高齢者を中心に400台を無料で配布しております。見守りセンサー「ミルック」は人感センサーがついており、24時間、人の反応が無い場合には「いきいき笑顔ネットワーク」へ連絡が入るようになっています。また、緊急時にはボタンを引いてもらうことにより緊急情報が伝わることにより、さらにはGPS機能もついているので屋外でも場所を特定することができます。歩数計を使った健康教室にも活用しているところでございます。

今後の課題としましては機器利用のランニングコストの利用者負担をどうするのか、という問題や、24時間、365日の見守り体制の在り方について、さらには他の見守りサービスとの整理統合を検討する必要があるのではないか、と考えております。

続いて3ページ目を御覧ください。

上段にありますのは豊明団地における地域包括ケアの取組みということで、豊明市と豊明団地自治会、藤田保健衛生大学地域包括ケア中核センター、UR都市機構、これら4者が協力しながら、若者からお年寄りまでがいきいきと過ごすことができる地域にしていこうということで、様々な事業を展開しております。

具体的には藤田保健衛生大学では空き店舗を活用して今年3月に「暮らしの保健室」を設置し、地域住民の健康相談や運動教室を行うとともに、豊明団地の住居30戸を借りて学生や職員が団地内に居住し、自治会活動等にも参加する計画もあります。

豊明市では今後は高齢者支援のために地域包括支援センターのランチの設置や病後児保育を行うための検討をしております。

URにつきましては、健康事業サポート事業への改修や若者の入居促進のためにIKEAと協力して住居を提供しております。

これからも自治会が中心となってお年寄りが気軽に集まれるカフェやサロンの施設整備、見守り体制の整備等について話し合いを進めていく予定であります。

最後になりますけれども、今までの取組みを通して見えてきたことについてお話をさせていただきます。

1点目は市民との意識の共有、市民啓発の重要性であります。
今の高齢化社会の状況については充分認識している方も多いかと思いますが、まだまだ自分の地域はそれほど深刻ではない、自分は大丈夫だ、と思っている方も多くいます。今後は現状を正しくお伝えし、そのために何をすれば良いかということについては、繰り返し啓発をする必要があると思います。

介護保険の制度等を含めて、地域の現状と今後の取組み、さらには住民参加の支え合い活動の重要性等について重ねて説明していく必要があると思います。

2点目は現場主義です。さまざまな計画やICTの活用につきましても、やはり現場で実践してみても初めて活かしたものになる、ということでもあります。現場で困っている生の声をお伝えすることで関係者のモチベーションアップと連携体制の強化につながるものと考えております。すべては現場での実践活動を通して生まれてくるものと実感しております。

以上で説明を終わります。

(長久手市福祉部 山下福祉部長)

長久手市役所福祉部長の山下と申します。説明させていただきます。

お手元に追加資料1-3として長久手市医療・介護・福祉ネットワーク事業の内容についてお配りさせていただいておりますので御覧ください。

長久手市では東名古屋長久手市医師会が平成24年度、25年度の2か年にわたり、愛知県医師会からの事業委託を受けまして「在宅医療ネットワーク事業」をモデルとして推進をすることになりまして、長久手市といたしましても在宅医療・福祉ネットワーク連絡協議会の立ち上げ、電子連絡帳の運用などに協力することになりました。

電子連絡帳の当初の参加機関は愛知医科大学、市内の医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなど10の機関でしたが、その後、参加機関は徐々に増えてきておりまして、現在では資料にありますように85機関がネットワークに参加いただいております。登録の患者さんの数は約200名でございます。

この県医師会からの委託事業が平成25年度で終了いたしましたので、平成26年7月から市でネットワーク事業の事務局を行うことになりまして、市役所側の体制としましては、高齢者福祉全般を担当しております長寿課で事業を行っておりますが、専門的な知識もございませんので、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持っている大学の先生にアドバイザーとして参加をいただきまして、連絡協議会の進め方や、在宅医療福祉に関する御意見を伺っております。

また、昨年の7月からは民間の医療機関の医療相談室での勤務経験のある医療ソーシャルワーカーを臨時職員で採用いたしまして市役

9 議題2

「地域医療構想に係る国のガイドラインについて」

所の窓口を担当しております。

現在のネットワーク参加者で構成する長久手市の医療・介護・福祉ネットワーク連絡協議会の開催状況につきましては資料の表に中にありますように、概ね3か月に1回開催いたしまして「顔の見える関係」作りを行っているところであります。

今後それぞれの職種によるグループワーク、研修会なども行っていききたいというふうに考えております。

また、連絡協議会の代表者で構成されております運営委員会も3か月に1回開催しておりますして運営方針の検討、市外の事業所の参加の承認などもこちらで協議をいたしております。

今後につきましては電子連絡帳の活用ですが、当初は医療介護で始めたわけでありましてけれども、例えば母子の関係での情報共有をしたり、幅広く活用していききたいと考えております。以上です。

(議長： 増岡瀬戸市長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【意見、質問等なし】

(議長： 増岡瀬戸市長)

次に、議題2「地域医療構想に係る国のガイドラインについて」事務局から説明をお願いします。

(医療福祉計画課 植羅主幹)

議題2の「地域医療構想に係る国のガイドラインについて」御説明させていただきます。

資料2-1をご用意ください。

平成26年6月、医療介護総合確保推進法という法律が成立いたしました。その法律の正式名称は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」と申しますが、医療介護総合確保推進法に基づく医療法の改正により、都道府県は、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年を見据えた医療提供体制に関する構想を定めることとされました。

その構想を策定するためのガイドラインについて、現在、国で検討が進められております。

まだ、正式な国のガイドラインは示されておりませんが、本日は、現時点での国の動きの概要を説明させていただきます。

まず、資料1 ページ目の上の丸、「病床機能報告制度」でございますが、医療法の改正によりまして、今年度(平成26年度)から設けられた制度です。その内容でございますが、こちらに記載のとおり、

医療機関が有する病床において担っている医療機能の現状と、今後の方向を選択しまして、病棟単位で県に報告をしていただくものでございます。

こちらに掲げております医療機能については、資料の2ページをご覧いただきたいと思っております。2つ目の二重丸の下の表でございますが、医療機能の名称と内容として、高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能の4つの医療機能について、その内容が示されております。

1ページ目にお戻りください。2つ目の丸の「地域医療構想の策定」ですが、当初は地域医療ビジョンと言われておりましたが、現在、法律上では地域医療構想という名称とされております。この部分については、平成27年4月1日から施行となっているものでございます。

都道府県は、地域の医療需要の将来推計、先程申し上げました病床機能報告制度で報告をされました情報等を活用いたしまして、2次医療圏等ごとの医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するために地域医療構想を策定するというものです。

この地域医療構想につきましては、医療計画の一部として新たに盛り込み、更なる機能分化を推進していくこととされているところでございます。

そして、一番下の行でございますが、国は、地域医療構想を策定するためのガイドラインを今年度中に策定することになっております。

なお、この地域医療構想の主な内容でございますが、右下の囲みでございますとおり、3点示されております。1点目でございますが、2025年には、いわゆる、団塊の世代の方々が75歳以上となり、非常に医療や介護の需要が高まるということでございますので、「2025年の医療需要」について、そして、2点目でございますが、「2025年に目指すべき医療提供体制」について、3点目でございますが、「目指すべき医療提供体制を実現するための施策」について、こういったものを地域医療構想の内容として定めるということとされております。

3ページをご覧ください。今後の流れということでございますが、資料左の一番上の四角囲みでございますが、平成26年度からの病床機能報告制度の運用開始、また、2つ目の囲みですが、地域医療構想の策定を平成27年度以降に行うということでございます。その下、3つ目の囲みでございますが、地域医療構想を策定した後、その実現に向けまして、医療機関における自主的な取組みと医療機関相互の協議等により、機能分化・連携を進めていただくこととなっているところでございます。

続きまして、資料2-2をご覧くださいと存じます。ただいま、資料2-1で国が地域医療構想策定のためのガイドラインを策定するということを申し上げましたが、その策定のため、上の標題にある

「地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」というものが、昨年9月に立ち上げられ、昨年の12月までに6回の検討会が開催されておりまして、1ページの「本検討会で議論していただきたい事項」について、現在検討がされているというところでございます。

こちらの記載を読み上げますが、検討会で議論する事項として、「1. 地域医療構想策定ガイドラインに盛り込む事項」の(1)として「あるべき将来の医療提供体制の姿」について、

なお、将来というのは2025年とされているところでございます。

また、(1)の二つ目のポツですが、この地域医療構想を策定するための地域である構想区域の設定の考え方。そういったことについても検討されているところでございます。

それから(2)として「2025年の医療需要の推計方法」、(3)として「2025年における各医療機能の必要量の推計方法」、(4)として、「あるべき将来の医療提供体制を実現するための施策等」、(5)として、「都道府県において地域医療構想を策定するプロセス」でございます。

それから、その下の括弧なしの2として「策定した地域医療構想の達成の推進のための「協議の場」の設置・運営に関する方針」について、

その下、3として「病床機能報告制度で報告をいただきました情報の公表のあり方」について、

当検討会においてこういったものが検討されているところでございます。

続いて、資料の3ページをご覧ください。検討会の開催状況ですが、先程申し上げましたが、昨年の9月18日に第1回の検討会が開催されまして、その後、12月までに6回の検討会が開催をされております。先程申し上げました検討事項についてそれぞれ検討が進められているところでございます。

そして、下の方になりますが、今後の予定でございます。当初、本検討会において1月中に取りまとめ案が示されるとされていたことから、当資料中では取りまとめ案が1月を目途と記載しておりますが、現在、厚生労働省において取りまとめ作業が遅れており、案の示されるのが2月下旬になるのではないかと聞いております。

資料の4ページ以降には、これまでの検討会で議論されました主な内容をまとめておりますが、時間の関係から、説明は省略させていただきます。お時間のある時に、参考としてご覧いただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、先程も申し上げましたが、2月下旬にガイドラインの取りまとめ案が示されまして、最終的には、3月に正式なガイドラインが示されるのではないかとということでございます。

そして、そのガイドラインが示されますと来年度、本県において地

<p>10 議題3 「医療介護総合確保法に基づく平成26年度計画について」</p>	<p>域医療構想の策定を進めていく必要があるということをご承知いただきたく、本日、御報告を申し上げます。説明は以上とさせていただきます。</p> <p>(議長： 増岡瀬戸市長)</p> <p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【意見、質問等なし】</p> <p>(議長： 増岡瀬戸市長)</p> <p>議題3「医療介護総合確保法に基づく平成26年度計画について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(医療福祉計画課 植羅主幹)</p> <p>表題に平成26年度県計画の概要となっておりますが、この26年度県計画は、本年度、県で新たに設置いたしました基金を活用して実施する事業についての計画でありますことから、まず、新たな基金について説明させていただきます。</p> <p>資料3-2をご覧ください。</p> <p>表題の地域医療介護総合確保基金、これが、本年度新たに設置した基金の名称であります。</p> <p>表題の下の点線の囲み、1つ目の丸であります。団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望いたしますと、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題とされております。このため消費税増収分を活用する「地域医療介護総合確保基金」を設置いたしまして、県では、この基金の活用に向けて本年度から毎年計画を策定し、その計画に基づき事業を実施していくこととなります。</p> <p>基金の対象事業は、右下の囲みにある5つとなっておりますが、囲みの下の枠のとおり、今年度は、医療分野のみが対象とされ、平成27年度以降は介護を含めてすべての事業が対象となります。</p> <p>資料3-1をご覧ください。</p> <p>医療介護総合確保法に基づく平成26年度県計画、ただいま説明いたしました基金の活用に関する計画の概要でございますが、平成26年度は医療分野のみを対象に、「2 計画に位置付けた事業」の表の対象事業の欄に掲げる3つの分野、「(1) 病床の機能分化・連携のための事業」、「(2) 居宅等における医療の提供のための事業」、「(3) 医療従事者の確保のための事業」を推進するための計画の総額は表右下の約32億円となっております。</p> <p>なお、この基金の創設に伴い、平成25年度限りで国庫補助が廃止され、基金へ移行した事業が7.5億円あるため、新規の事業は24.5億円となっております。</p> <p>新規事業の一覧は、資料の右側に記載していますが、主な事業の概</p>
---	---

要につきまして、資料の2枚目で説明させていただきます。

新規事業の事業内容の絵であります。まず、右上の吹き出しの「3 在宅医療サポートセンター事業」は、地区医師会に設置され、在宅医療に参加する医師の確保、調整等を行う在宅医療サポートセンターの運営費への助成を行います。

次に、資料の上、左から2番目の吹き出しの「4 在宅医療連携システム整備事業」は、在宅患者情報を共有するシステムの整備費用を助成します。

その他、全体で12の新規事業の総額が24.5億円となっています。続いて、再び資料3-2をご覧ください。

1枚目は先ほど説明させていただきましたので、2ページをお願いいたします。

表題が、地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算案についてとなっておりますが、本年1月14日に閣議決定された平成27年度政府予算案資料の抜粋であります。

左下の囲みですが、平成27年度予算案において、医療分の予算額は平成26年度と同額の904億円、介護分は新規で724億円の計1,628億円とされました。

平成27年度の基金に係る県計画の策定にあたっては、今後関係団体等の皆様との調整を行いながら検討を進めていきたいと考えています。

時間の関係から資料の3ページ、4ページについては割愛させていただき、医療介護総合確保法に基づく平成26年度県計画に関する説明は以上とさせていただきます。

(議長： 増岡瀬戸市長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【意見、質問等なし】

(議長： 増岡瀬戸市長)

議題の審議が終了しましたので、続きまして、報告事項に移ります。

報告事項は2件あります。いずれも資料配布のみということですが、若干の説明を事務局からお願いします。

まず、報告事項1「あいち健康福祉ビジョン年次レポート（平成26年度版）について」報告をお願いします。

(瀬戸保健所総務企画課 磯部主査)

健康福祉部では健康福祉に関する総合計画として「健康福祉ビジョン」を作成しています。

今回お配りしました年次レポートでは、主要な目標の進捗状況によ

報告事項

11 報告事項 1

「あいち健康福祉ビジョン年次レポート（平成26年度版）について」

	<p>りビジョン全体の進捗状況を把握・評価するとともに、毎年度テーマを設け、取組の実施状況や課題等を検証し、また、制度改正や社会状況の変化に伴う新たな課題についても、その取組の方向性等を明らかにしていきます。ビジョンの実効性・具体性を高めるため、毎年度、「健康福祉ビジョン推進本部」において年次レポートを作成し、公表していますので、今回資料配布としてお配りさせていただきました。説明は以上です。</p> <p>(議長： 増岡瀬戸市長)</p> <p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【意見、質問等なし】</p> <p>12 報告事項 2</p> <p>「健康情報ポータルサイト あいち健康ナビ」の情報登録団体登録等の依頼について」</p> <p>(議長： 増岡瀬戸市長)</p> <p>続きまして、報告事項2「健康情報ポータルサイト あいち健康ナビ」の情報登録団体登録等の依頼について」事務局から報告をお願いします。</p> <p>(瀬戸保健所総務企画課 磯部主査)</p> <p>資料の最後A4縦長のチラシを御覧ください。</p> <p>保健医療局健康対策課が平成26年9月30日から「健康情報ポータルサイト あいち健康ナビ」の運用を開始いたしました。これは、健康に関する講演や、情報などをインターネット上のポータルサイトに掲載することで一般に周知できるものですが、掲載にあたっては掲載者名、ID・パスワードの登録等が必要となります。</p> <p>御利用の際には、健康対策課へお申し出いただくとともに、御登録いただきますようお願いいたします。</p> <p>(議長： 増岡瀬戸市長)</p> <p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【意見、質問等なし】</p> <p>13 その他</p> <p>(議長： 増岡瀬戸市長)</p> <p>以上で本日本日予定しておりました議事及び報告事項はすべて終了しましたが、全般を通じまして、また、その他にも何か御意見・御質問がありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【意見、質問等なし】</p>
--	--

14 議事終了	<p>(議長： 増岡瀬戸市長)</p> <p>御意見等もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。</p> <p>皆様のご協力により、議事が円滑に進みましたことをお礼申し上げます。ありがとうございます。事務局へ進行をお返しします。</p>
15 閉会時の説明	<p>(事務局幹事： 瀬戸保健所次長)</p> <p>増岡瀬戸市長様、議事進行、大変ありがとうございました。</p> <p>本日の会議録につきましては、発言内容を確認の上、議長であります増岡瀬戸市長様の承認をいただいた上で、保健所のホームページに公開する予定でありますので、よろしくお願ひします。</p> <p>閉会に当たり、瀬戸保健所長の太野からご挨拶申し上げます。</p>
16 あいさつ	<p>(太野 瀬戸保健所長)</p> <p>本日の会議については御審議いただく事項がございませんでした。</p> <p>昨年の「医療介護総合確保法」の成立、また、その法律に基づく今後の動きということでまとまったものを情報提供させていただきました。一度にすべてを理解するのは難しいのですが、超高齢社会に向けて対応が変わっていくということが示されておりますので、この地域もそれに沿って少しずつ変わっていくことを実感しております。</p> <p>また来年度は地域医療構想の策定、ということで二次医療圏として考えていくことですので、ここにお集まりの委員の皆様には御審議をいただくことがあるかと思ひます。</p> <p>今後もこの地域の住民の方の暮らしを守るための一つの「共同体」として会議が運営されていきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
17 閉 会	<p>(事務局幹事： 瀬戸保健所次長)</p> <p>これをもちまして、平成26年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。</p> <p>交通事故には十分お気をつけてお帰りください。</p> <p>ありがとうございました。</p>